

DynaSmart 学生版 使用許諾約款

ダイナコムウェア株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本約款の期間中に限り、DynaSmart 学生版のライセンス認証を受けたお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、DynaSmart 学生版で提供するフォント（以下「本フォント」といいます。）を、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。本約款は、弊社が提供する本製品及びこれに付帯するサービスの全てに適用されるものとします。

第 1 条 使用条件

1. お客様が、弊社が第 2 条に定義する学生であり、日本国内に居住することを条件として、本フォントの使用を許諾します。但し、第 3 条に該当する場合はこの限りではありません。
2. お客様は、本フォントの使用は非営利を目的としたものに限られるものとします。

第 2 条 定義

「学生」とは、次に規定する機関に在籍する学生・職員を総称しています。学校教育法によって定められた教育機関、地方行政に関する法律に規定された教育目的の組織、国または地方自治体が管轄している大学校、公共職業能力開発施設および職業訓練法人。

第 3 条 禁止事項

1. お客様は、本約款に反して本フォント及び付属ドキュメントを複製、転記することはできません。
2. お客様は、本フォントのリバースエンジニア、逆アセンブル及び逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても、本フォントを改変、結合、修正したり、本フォントから生成されたデータを元に新たな書体データを作成することはできません。
3. お客様は、本フォントまたはその複製物を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
4. お客様は、本製品の著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
5. お客様は、本約款を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
6. お客様は、本フォントのアウトラインデータを ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）やサーバにインストールしてご利用もしくはそれに類する方法で販売・頒布・貸与または再使用許諾することはできません。
7. お客様は、本フォントを使用して商標登録等、法的保護を受けるロゴタイプを作成することはできません。
8. フォントを使用して販売、頒布、賃貸、貸与などの目的でデジタルコンテンツ（携帯電話待ち受け、着替メニュー、デコメール、各種ソフトウェア、ゲーム他）や映像等を作成することはできません。
9. お客様は、本フォントおよび本フォントを画像化したものを組み込み製品に使用またはインストールすることはできません。
10. その他お客様の使用目的が有償・無償（商用・非商用）にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。

第 4 条 著作権

本約款で提供されるフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべて DynaComware Taiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

第 5 条 保証及び責任の制限

1. 弊社は、本フォントに関する重大な内容の誤り（バグ）や使用方法の改良など、弊社が必要と認めた情報のみをお知らせし、これをもって弊社の唯一の責任といたします。その他許諾ソフトウェアに関するいかなる保証もいたしません。本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。
2. 弊社および本フォントの原供給元は、本フォントの不適合・不具合により、お客様が直接損害を受けた場合は、弊社がお支払いを受けた対価の限度でのみ損害を賠償いたします。その期間はお客様が本フォントを購入してから 1 年以内とします。なお、お客様のデータ消失、付随的・間接的損害もしくは特別損害、逸失利益、事業の中断、又は第三者からの請求については一切責任を負いません。
3. DynaFont Online の内容に重大なバグまたは使用上の問題が生じた場合、弊社の判断により必要な情報を提供致します。弊社は営業時間内にお客様からのメールまたは書面通知を受け、弊社の責任と判断した場合、24 時間以内にお客様から受けた商品利用に関する問題に対応し修復を行います。営業時間は、年末年始や祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時 30 分より午後 5 時 30 分までとします。弊社の責任と判断し 24 時間を超えても正常なサービスを提供できない場合、本サービス及び付帯する製品の有効期間の延長を以って補償とします。

第 6 条 有効期間

1. 本約款の有効期間は、お客様がシリアル番号を登録した時点から 4 年間とし、約款の有効期間の満了をもって終了します。ただし、約款期間満了前に終了された場合はこの限りではありません。

- お客様が本約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。

第7条 約款終了

本約款が終了した場合、お客様は速やかにインストールされた本フォントを弊社が定める方法に従いコンピュータから削除しなければなりません。

第8条 サービスの中断

弊社 Web サイトに情報掲載またはその他の適切な方法でお客様に知らせた上で、本サービスの定期的な検査、バージョンアップ或は機能調整を行う場合があります。本サービスの内容に重大なバグや使用方法の改良に問題があった場合、一時停止または中断出来るものとします。ただし、緊急時またはやむを得ない場合においてはこの限りではありません。当社は下記状況によりお客様に発生した直接或は間接的な損害に対し、賠償責任を負いません。

- 本サービス利用に関連するハードやソフト設備の移設、バージョンアップ、工事、修理、保守その他これらに類する事由が発生した場合。
- 天災や第三者による妨害行為、その他の不可抗力等により本サービスの提供が出来なくなった場合。
- その他、弊社がコントロールできない運用上・技術上の問題。

第9条 遵守事項

- お客様は、本フォントをコンピュータ1台のみにインストールする事を管理しなければなりません。ライセンス管理に関して、弊社より要求された場合、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出を含め書面により証明しなければなりません。証明について合理的な疑いがあり、弊社が必要かつ適切とみなした場合には、お客様に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、またはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査する権利を有し、お客様はこれに応じる義務を負うものとします。弊社は、かかる調査をお客様の事業所だけでなく弊社が必要と認めた場所で行うことが出来るものとします。
- お客様は、本約款の期間中に住所、管理担当者等のお客様情報に変更があった場合は速やかに弊社へ報告しなければなりません。

第10条 無効化手段等

弊社は、本約款の有効期間に基づく制限装置等を含む技術的無効化手段を本フォントに抱かせることが出来ます。この無効化手段により本約款が終了した場合などに本フォント等を無効化することが出来る権利を有します。お客様は、かかる無効化手段が実施された場合でも、一切の意義を申し立てないものとします。また、弊社は本フォントが有効なライセンスの範囲で使用されるために、如何なる技術的手段を適時追加することが出来るものとします。

第11条 一般条項

本約款は、本製品に関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

第12条 その他

- 本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法548条の4に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
- 本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

第13条 (準拠法および合意管轄)

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。